

障発第 0612 第 1 号
令和 8 年 6 月 12 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」の一部
改正について

標記については、平成29年8月3日障発第0803号第1号本職通知により実施
しているところであるが、今般、本通知を別紙新旧対照表のとおり、その一部
を改正し、令和9年4月1日から適用することとしたので通知する。